

## 国民健康保険税納付方法変更についてのご案内

世帯主が65歳以上の老齢年金受給者である場合、要件を満たしていれば国民健康保険税を特別徴収（年金からの天引き）によりご納付いただきます（地方税法第706条）。

ただし、普通徴収（口座振替）によっても納税に支障がないと判断できる場合については、納付方法を口座振替に変更することが可能です。

申出を受付後、変更可否について、ご記入のご連絡先へ電話にて回答いたします。

### ●必要書類

- (1)国民健康保険税納付方法変更申出書
- (2)世帯主の身分証明書の写し
- (3)世帯主の個人番号がわかるものの写し（確認後、市役所で破棄します。返送をご希望の場合はお申し出ください。）

### ●注意事項

- (1)国民健康保険税に滞納がある場合、申出を許可できないことがあります。
- (2)口座登録がすでにある場合、その口座から引き落としとなります。
- (3)口座登録がない場合、別途「館林市税口座振替依頼書」により登録をしていただく必要があります。
- (4)特別徴収を中止し、普通徴収に変更開始となる時期は、申出の受付時期によって異なります。原則として、申出月+3か月後の最初の年金受給月から特別徴収が中止となります。

申出受付月	特別徴収中止月 (年金天引き⇒口座振替)
4月～5月	8月
6月～7月	10月
8月～9月	12月
10～11月	2月
12月～1月	4月
2月～3月	6月

問い合わせ・提出先

〒374-8501 館林市城町1-1

館林市役所保険年金課国保係

TEL0276-47-5138（直通）